

第287回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和2年5月22日（金）午後2時57分～午後4時16分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者

- (1) 委員：岡田知也委員、大賀紀代子委員、板谷和也委員、澤田いつ子委員、長谷部衡平委員
- (2) 行政庁職員：浜田建築部長、金森宅地課長、高久審査第一班主査、今井審査第二班主査、農業生産振興課 鶴岡農畜産班主査
- (3) 事務局職員：杉山建築管理課長、海保計画調整班主査

4 議 題

- (1) 千葉市開発審査会会長の選出について
- (2) 千葉市開発審査会会長職務代理者の指名について
- (3) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第3「既存集落内における自己用住宅の建築」に該当する開発行為

イ 議案第2号 完了公告後の用途変更の許可について

(立地基準) 都市計画法第42条第1項ただし書き

都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する完了公告後の用途変更

ウ 議案第3号 建築行為の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第3「既存集落内における自己用住宅の建築」に該当する建築行為

エ 議案第4号 建築行為の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」に該当する建築行為

オ 議案第5号 建築行為の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地における専用住宅の建築」に該当する建築行為

カ 議案第6号 建築行為の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉県開発審査会付議基準第21「その他」に該当する建築行為

(4) その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 千葉県開発審査会会長の選出について

会長は板谷委員とすることに決定した。

(2) 千葉県開発審査会会長職務代理者の指名について

長谷部委員が職務代理者に指名された。

(3) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号 完了公告後の用途変更の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第3号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第4号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

オ 議案第5号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

カ 議案第6号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

(4) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は、令和2年6月26日(金)と決定した。